

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則を次のとおり制定する。

平成17年4月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 規則第10号

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第2項の規定に基づき、特定の専門分野に従事する職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、高度な専門的知識・技術を要するものとして、学長が別に定める特定の専門分野に従事する職員(以下「専門職員」という。)に対して適用する。

(雇用の期間)

第3条 専門職員の雇用期間は、その業務及び分野に応じて、3年を超えない範囲内で定めるものとする。

2 専門職員の雇用期間は、前項にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合、当初の採用日から3年に達する日を超えて、更に3年を超えない範囲内において更新することができるものとする。

(所定勤務時間の下限)

第4条 専門職員の所定勤務時間の下限は、週20時間、かつ、週の所定勤務日数が3日又は1年間の所定勤務日数が121日とする。

(雇用年齢)

第5条 専門職員の雇用は、原則として満65歳に達した日の属する年度の末日までを限度として行うものとする。

(給与)

第6条 専門職員の給与は、就業規則第28条に定める国立大学法人東京農工大学職員給与規程にかかわらず、必要な事項を別に定める。

(労働時間)

第7条 専門職員の労働時間は、就業規則第37条に定める国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程にかかわらず、個別に定めるものとする。

(年次有給休暇)

第8条 専門職員の年次有給休暇は、当初の採用日に付与するものとし、当該専門職員が採用の日から1年間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したときは、週の所定勤務時間、週又は1年間の所定勤務日数に応じて次表のとおり年次有給休暇を付与するものとする。

一 週の所定勤務時間が30時間以上の者

|        |     |    |    |    |    |    |
|--------|-----|----|----|----|----|----|
| 継続勤務年数 | 採用日 | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 付与日数   | 10  | 11 | 12 | 14 | 16 | 18 |

二 週の所定労働時間が30時間未満の者

イ 週の所定勤務日数が4日又は1年間の所定勤務日数が169日から216日までの者

|        |     |   |   |    |    |    |
|--------|-----|---|---|----|----|----|
| 継続勤務年数 | 採用日 | 1 | 2 | 3  | 4  | 5  |
| 付与日数   | 7   | 8 | 9 | 10 | 12 | 13 |

ロ 週の所定勤務日数が3日又は1年間の所定勤務日数が121日から168日までの者

|        |     |   |   |   |   |    |
|--------|-----|---|---|---|---|----|
| 継続勤務年数 | 採用日 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5  |
| 付与日数   | 5   | 6 | 6 | 8 | 9 | 10 |

(退職手当)

第9条 退職手当は、専門職員に定められている労働時間以上勤務した日が、9割以上ある月が連続して6月を超えて退職した者に支給することができる。

2 退職手当の額は、第6条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(以下「職員退職手当規程」という。)第3条第2項に規定する割合の100分の75を乗じて得た額に専門職員に定められた一週当りの勤務時間を40で除して得た割合を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給については、職員退職手当規程を準用する。

(その他)

第10条 本規則で定めていない事項については、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則を準用する。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。